

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「1感染が疑われる場合の対応」と「2感染した場合の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 感染が疑われる場合等の対応

(1) 相談・連絡先

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する学内相談窓口は下記のとおりです。

休日の場合はメールで連絡してください。

○ 四日市大学教学課

電話 (059) 365-6599 emg@yokkaichi-u.ac.jp

○ 1人暮らしの場合は、必ず保護者にも連絡してください。

(2) 発熱などの風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校や出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。通常とは異なる体調を自覚したら、まよわずかかりつけ医に事前に電話で相談し、指示を受け受診してください。

(3) 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している受診・相談センター（以下「相談センター」という。）です。

三重県内の受診・相談センター連絡先

○ 9時00分から21時00分まで（土曜日・日曜日・祝日も対応）

四日市市保健所 059-352-0594 鈴鹿保健所 059-382-8672

桑名保健所 0594-24-3625 津保健所 059-223-5184

松阪保健所 0598-50-0531 伊賀保健所 0595-24-8070

伊勢保健所 0596-27-5137

○ 21時00分から翌9時00分までは、

三重県救急医療情報センター 059-229-1199

新型コロナウイルスへの感染の疑いで、相談センターに電話相談する目安は下記のとおりです。

以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。

相談の目安の

（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

詳細はこちら

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・高齢者や基礎疾患等のある方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。）

症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。

解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）



なお、教職員が、上記目安に該当する学生を把握した場合は、学生に対し、相談センターに相談するよう指導したうえで、教学課に学生氏名を電話、またはメールで連絡してください。

(4) 新型コロナウイルスに関するQ&A

厚生労働省は、熱や咳が出た場合の相談などに対する解説を取りまとめたQ&Aを公開しています。

Q&Aこちら⇒



2 感染した場合等の対応

(1) 相談センターへの相談結果及びかかりつけ医受診の報告

受診の結果は、教学課に電話（平日8:30～17:00）またはメール等で報告してください。

- ・ 受診した場合は、受診日・医療機関名
- ・ 新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ・ 相談センター、かかりつけ医からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ・ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

相談センターへの相談、受診以降も体調不良が続く場合は、その間、自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康チェックシート」に記録して、回復しない場合は、再度相談してください。

(2) 検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、教学課に電話またはメールで報告してください。

(ア) 陽性の場合

★陽性の場合には以下の内容を教学課に電話で至急報告してください。

- ・ 氏名、学部、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ・ 判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無（期間、医療機関名）
- ・ 自宅療養の有無(期間、療養場所)、
- ・ 発症からの症状の経過、
- ・ 発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内登校出勤の有無等）

※ 夜間休日に検査で陽性が判明した場合は、至急メール連絡してください。

(イ) 陰性の場合

陰性の場合、以下の内容を電話、又はメール等で報告してください。

- ・ 氏名、学部、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ・ 検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ・ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康チェックシート」に記録してください。

(3) 登校・出勤の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、登校・出勤しようとする場合は、前日までに教学課に電話等で報告してください。必要に応じ、大学から体調等を確認する場合がありますので、「健康チェックシート」を保存しておいてください。

3 家族等が感染した場合等の対応

(1) 同居している家族等が感染・感染の疑いがある場合の対応

学 生：同居している家族やアルバイト先の従業員等に感染の疑いがある場合は、感染拡大防止のため、登校せず、すみやかに教学課に連絡してください。

教職員：同居している家族に感染の疑いがある場合は、速やかに大学庶務課に連絡してください。

(2) 保健所の指示で、濃厚接触者あるいは接触者として自宅待機を要請された場合、欠席として扱わない

学 生：保健所の自宅待機要請期間は、対面授業に出席しないでください。

待機要請期間は、教学課に逐次報告し、待機終了後に教学課に届け出てください。

教職員：感染症に係わる休暇は特別休暇とします。

《問合せ・連絡先》

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ○教学課 | 電話 059-365-6599 |
| ○庶務課 | 電話 059-365-6588 |
| ○休日中の感染連絡メール | emg@yokkaichi-u.ac.jp |